



お知らせ

記者発表資料
配布日

平成26年 1月22日

■同時発表先：岡山県政記者会
岡山市記者クラブ
倉敷市記者クラブ
津山記者会

『河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充にむけた新しい取り組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正(平成25年7月11日施行)され、この中で河川協力団体制度が創設されました。これを受けて、国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

【概要】

- 『河川協力団体』を募集します。
 - ◆岡山河川事務所・苫田ダム管理所が管理する河川管理区間において、河川協力団体の募集を平成26年1月27日から平成26年2月14日の期間で行います。
 - ◆募集は、岡山河川事務所が行います。
 - 『河川協力団体』について概要を説明します。
 - ◆このたび創設された『河川協力団体』制度及び申請方法について、本日から募集期間締め切り日までの間、申し出のあった団体に対し随時説明を行います。
- 募集要項(申請様式等)については、募集期間内において岡山河川事務所ホームページ(<http://www.cgr.mlit.go.jp>)において掲載予定です。

◎河川協力団体の募集、制度説明の申し出先については下記問い合わせ先へお願いします。

「河川協力団体制度」とは

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援するものです。
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所
TEL (086) 223-5189 (河川環境課)
FAX (086) 234-2298

【担当】

副所長(技術) かわしま あきまさ 川島 明昌 (内線205)

河川環境課長 あだち じゅん 安達 淳 (内線361)

河川協力団体制度の概要

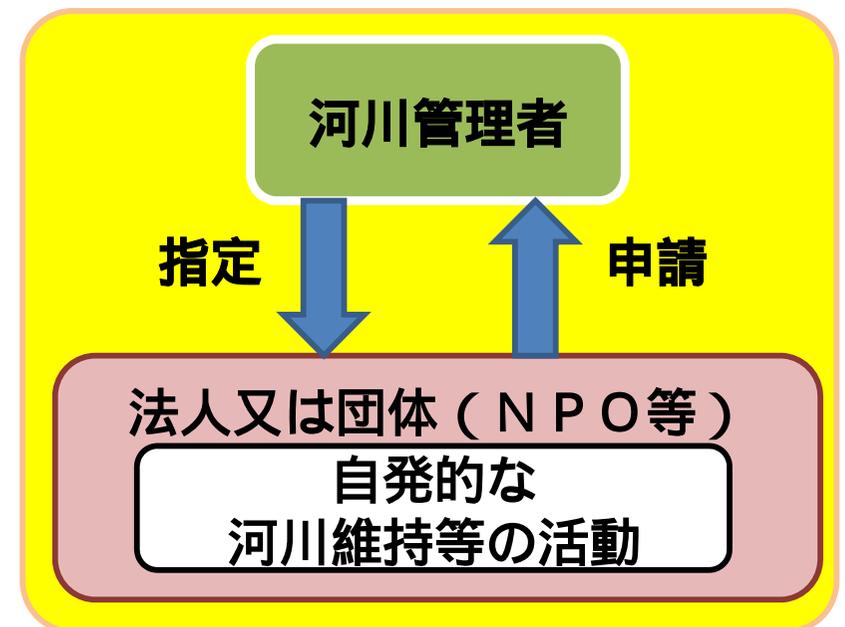
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川協力団体制度とは、どんな制度か。

河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。**

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



その他、 ~ に附帯する活動

河川協力団体に指定されると、どう変わる

法律上に規定されている河川協力団体として指定されることとなります。

河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」を求める外、「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。



河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

許認可等の簡素化

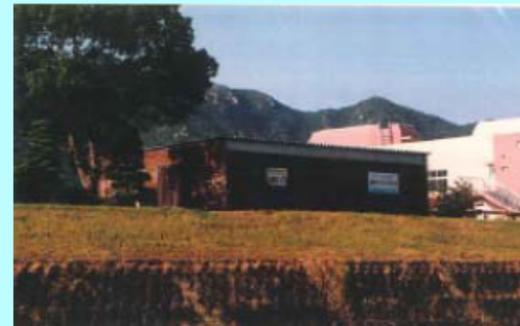
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川協力団体の指定について

河川協力団体の指定までの主な流れ

国が直接管理する(直轄)区間では

